

佐藤浩雄議員

◆**佐藤浩雄**委員 最初に環境問題についてお伺いいたします。

先日5人の逮捕者が出た東日本肥料株式会社の問題については、昨年度の平成19年度普通会計決算審査特別委員会や、そのあとの平成19年12月定例会の連合委員会で知事にお聞きしましたので内容はよく知っていると思います。長岡市比礼の東日本肥料株式会社の悪臭問題では、下水道汚泥と肥料にならないコーヒーくずや塩分濃度の高いしょうゆかすを大量に搬入し、臭気ばかりでなく、健康に被害を与えるアンモニア、硫化水素、メチルカブタンを発生させていることを調査に基づいて質問させていただきました。こういう状況を改善するために、地元の住民はもちろんですが、従業員からも悪質な原料を入れないように経営者に盛んにお願いしていたようですが、全く搬入は止まらず、臭気発生防止技術も改善せず、従業員からも歯が抜けたという報告も聞いてきました。悪質な汚泥が肥料として田んぼにまかれれば、新潟県農業の信頼を失う重大な結果が発生するおそれがあったので、周辺環境を守り、周辺住民と従業員の健康を守るために、県は長岡市と協力して、ぜひ指導してもらいたいと私は県議会で質問いたしました。また、よい御答弁でしたので、臭気や悪質肥料がなくなり、よい結果が出るのではないかと、実際、期待しておりました。しかし、結果は最悪の事態で、いろいろな報道を見ても、県や長岡市の改善要求をすべて無視し続けて、ついに廃棄物処理法違反で元県職員の管理職経験者の常務や工場長、副工場長など5名が逮捕される深刻な事態を迎えました。

まず、この件について知事はどのようにお受け止めになっているのかお伺いしたいと思います。

泉田県知事

◎知事 廃棄物の不法投棄は決して許されるものではないと考えております。

また、廃棄物処理法に違反をするという事態が生じたことは遺憾に思っております。

従業員の逮捕についてであります。判決が出るまでは無罪の推定が働きます。行政府の長としてコメントすべきでないと考えております。

佐藤浩雄議員

◆**佐藤浩雄**委員 この経営者は、県や長岡市の指導を無視して悪質な原料を搬入し続けて、肥料にならない肥料、いわゆる産業廃棄物を大量に発生させています。また、地中に入れて処理しています。報道によれば、阿賀野市の下水道汚泥だけでも1年間で777トン搬入されています。そのほか見附市、弥彦市の下水道汚泥だけでも大量に搬入されていまして、産業廃棄物処理法違反で逮捕者を出すような違法な操業を何年間も続けた結果、大量に産業廃棄物が発生したと思われま。私が現地に調査に行ったとき、長岡市役所の職員に案内されて現物を見てきました。ものすごい山です。今回、施設から11トンが見つかっていますけれども、マスコミの報道ではほかにも埋めたというように従業員が証言していますから、産業廃棄物が大量に違法な方法で処理されたとすれば、極めて重大な事件です。

それも下水道という公共施設から出ている汚泥は、言うならば公共物です。依頼した自治体にも責任があると思います。汚泥処理の方法が適切だったのかも、今後また検討しなければならないと思うのです。しかも、逮捕された職員が元県職員の管理職経験者で、法律を熟知した人がこういうことをやっているわけです。まさに無法者と言いたいです。そういうことからすると、この事件は非常に深刻だと思ふのです。あれほど山となっていた違法な肥料にならない肥料はどこに埋めたのか。あるいはどういう処理をしたのか。これはきちんと厳正に調査して明確にしない限り、県民の不安はなくならないと思います。私も現に見てきているのです。どのような指導をして、どういう関係だったのか。そしてまた実際どこにあるのか。いろいろなうわさが立っています。私の耳にもいろいろ聞こえて来ています。当然そういうことをしっかり調査していただきたいと思うのですが、現時点ではどうですか。

県民生活・環境部長

◎県民生活・環境部長 ほかの所に不法投棄がないのかどうかというお尋ねでございますけれども、現在、関係者は逮捕されておりますので、今のところ事実関係の確認はできない状況でございます。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 私のところにも電話が来て、今日、どこでどのようにまくよと言われて、私たちも一緒に行って調べたのですが、残念ながらサンプルといいますが、肥料を回収することができませんでした。したがってそういう内部情報から、ずっとそのうわさが出ていた状態ですから、皆さん方もいろいろ調べられると思いますから、ぜひ正確にやっていただきたいと思うのです。

私が質問したのは平成19年からですから、それから数年たっておりますから、当然、県は経営者に対して調査、警告をしてきたと思うのです。しかし、マスコミの報道を見ると、経営改善要求は無視され、悪臭を改善する工場の改善計画書の提出も無視され、悪臭の原因は特定できないといい、有効な対策を執らずにいたと報道されています。私の調査時点でも、従業員から、メチルカプタンによって歯が抜けたと聞いています。また、逮捕されたとき副工場長は、発生する悪臭ガスにより健康を害して休職中だったと報道されていますから、労働環境や労働災害の面からも重大な問題があったと思うのです。この工場に対して、県は長岡市と一緒に行って、いろいろな角度から行政指導したのではないかと思うのですが、そういったことに対してどのような対応をしてきたのか、その経過についてもう一度お伺いします。

県民生活・環境部長

◎県民生活・環境部長 東日本肥料株式会社の悪臭問題でございますけれども、これまで県は悪臭防止法を所管する長岡市と連携しながら、悪臭対策について指導を行ってきたところでございます。事業者は県と長岡市の指導に基づきまして、脱臭装置の設置、悪臭の原因となるでんぷん質の廃棄物の受け入れ停止、堆肥(たいひ)の屋外保管の中止などの悪臭対策を講じました。その結果、悪臭については昨年の秋ごろからいったん改善は見られ、苦情件数も減少したところでございましたが、今年の春に悪臭が強く感じられたという経過がございまして、事業者に対し脱臭装置などの施設の適切な管理や処理基準の厳守など、長岡市と連携して指導を強化したところでございます。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 私も見てきましたけれども、しょうゆかすなどというのは肥料にならないのだそうです。そういうものを大量に持ち込んでいましたから、当然メチルカプタンや違法なガス、アンモニアなどが発生して周辺環境へ影響を与えました。これからも監視の目を緩めることなく、しっかりと行政指導をして、もちろん環境や臭気問題の直接の担当は長岡市でございますけれども、県の高い技術が求められていると思うのです。肥料か、肥料でないかという判定なども非常に微妙なところがあると思いますから、ぜひそういったことについて高い技術を持っている県の力が必要だと思うのです。そういった点について、ぜひお願いしたいのですが、どうですか。

県民生活・環境部長

◎県民生活・環境部長 現在も県といたしましては、長岡市と連携しまして立入調査といいますが、そういったことを継続してございまして、現在、事業者は廃棄物の新たな受け入れを停止し、これまで受け入れた廃棄物についてはすべて発酵素といいますが、そういった形で処理をしております。県としましては、長岡市と連携いたしまして、立入調査を継続し、悪臭に対する指導をこれからも続けていきたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく御指導をお願いします。

長岡市比礼の東日本肥料株式会社は、実は新発田市八幡にできる予定だったのですが、八幡の住民の皆さんの反対によって長岡市比礼にできたのです。そのようなこともあって、長岡市比礼で、ものすごい悪臭が発生しているということを新聞報道で知って、私たちも住民の皆さんと一緒に調査へ行ってきました。実際、臭気を自分の体で体感してまいりました。すごい臭気で、それから、もうもうと出るガスを見てきました。今日も、現地へ行った方がたくさん傍聴に来ておられます。したがって、この人たちは現場を見て、追い返してよかったと。もし新発田市にあったら今の大型豚舎の臭気問題と一緒に大変な環境破壊といいますが、臭気で住んでいられない状態になったのではないかと行って、本当に喜んでいました。

そこで、新発田市にある大型豚舎問題についてお伺いします。大型豚舎は、1万頭以上入る豚舎で、しかも観光地に近い、しかも住宅地からわずか120メートルのところ建っているのです。これは

以前からずっと言っていますから分かっていただけると思うのですが、私が県議会で質問したあと、知事からも新発田市長へ御指導いただきまして、ありがとうございました。新発田市長も喜んでいました。それもあって、改善命令といいますか、改善勧告が出されて、そして新発田市と豚舎側の関係者と住民の三者協議が持たれて、悪臭防止法に基づいてこの臭気を下げるように話し合いましたが、残念ながらほとんど約束が守られていないのです。

例えば、そのときは入頭数も半分にすると言ったのですが、その後、全然守られていない。臭気も、悪臭防止法違反に値する新発田市のデータがあるのですが、臭気指数は全部12以上です。しかも最近では11月20日に18という臭気指数も出ています。しかも、その後、豚の大量死が発見されて住民の皆さんが非常に怖がって、新発田市や県の農林水産部、あるいは新発田保健所、さらには下越家畜保健衛生所を回って対策をお願いしたときもあります。あとで分かったのですが、下越家畜保健衛生所で解剖して調べたら、豚繁殖呼吸障害症候群（PRRS）という豚特有の病気であったようです。ところが、そのPRRSを発生してから、豚舎は新発田市の家畜環境指導チームの訪問も拒否する。もちろん住民もそうです。全部拒否して2年間だれも入れなくて、相変わらず臭気が漂う状態がずっと続いてきたわけです。

ようやく今年の9月3日に住民の皆さんが会社の社長さんからPRRSが撲滅したという報告を受けたので、豚舎内に入れてもらえたのです。そうしたら、まず、入るに当たって風呂に入れられて、全部着替えさせられて、防毒服、防毒マスクをさせられて、しかも質問には一切答えないと通告されたうえで中を見せてもらったのです。しかし、そこには驚くべき光景がありました。5,000頭の約束が8,400頭も入っていたのです。それから、飼育期間として、生まれた豚が100日間そこに入れられているのですが、防臭のためにある菌床があんこのようにどろどろの状態、猛烈な息もつけないような臭気で近寄れないぐらいの状態だったのです。しかも、それを測る臭気測定器は全部銀紙で包まれていて、測定器の役割を果たしていないという現場も見えています。こういうことから、市役所の職員などみんな驚いて帰ってきているわけです。

以上のことから、特に家畜保健衛生所の高い技術、調査力が必要であり、県からは新発田市と協力して、適正な豚数を行政指導してもらわなければとてもだめです。獣医さんなどはいませんから、多分、新発田市の技術力では分からないと思うのです。また、どろどろの菌床を早く取り替えさせる、30日間ごとに取り替えろというのが家畜環境指導チームの指導なのだそうですが、100日間入れているわけです。また、どろどろの汚泥をどこへどのように持ち去っているのか、それも分からない。また、汚泥処理を水でやっているみたいなのですが、その水も処理されていない。そういう意味で、二重、三重にいろいろな問題が出てきているわけです。そういうことを処理するには新発田市の能力では無理だと思うのです。だから、長岡市の東日本肥料株式会社の事件もそうなのですが、やはり県の高い技術でそういうことを指導してもらわないと、今の環境問題、いろいろな問題が解決しないのではないかなと思うのです。そういうことで、悪臭防止法に基づく規制権限があるのは市だけでも、その原因となっていることについては、今こそ県が出ていって、いろいろなところで御指導をお願いしたいので、そういう決意を持っていただけないでしょうか。

泉田県知事

◎知事 悪臭問題であります。委員御指摘のとおり、やはり地域住民の生活環境が脅かされるということは、大変問題であると考えております。また、併せて観光被害というようなことになってしまうと、これも大変な問題であると考えています。悪臭問題が解決できるように、県としてもその役割を果たしてまいりたいと思います。

具体的な措置については、農林水産部長から御説明をします。

農林水産部長

◎農林水産部長 新発田市の大型豚舎における悪臭問題についてでございますが、悪臭防止法に基づく規制権限は市にございます。今年2月16日に市は法に基づく改善勧告を行ったところでございます。養豚業者は改善勧告に対応いたしまして、給排気ファンの設置対策等を講じたところでございますが、いまだ規制基準を超過する状況が見られております。県といたしましては、今後とも市と連携いたしまして、さらなる頭数の削減など、悪臭削減に向けた指導に努めてまいりたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆ **佐藤浩雄** 委員 具体的な問題点を言いますと、臭気対策として5,000頭まで減らすと言ったのに、実際は8,400頭いたわけですから。その結果、臭気指数12以上の日が毎日続いて、夏休みになっても子供たちはラジオ体操が外でできないのです。そういう状態なのです。家畜環境指導チームは悪臭の原因とされる菌床を30日で取り替えなさいと言ったのに100日間も入れていたわけですから。しかも菌床はどろどろです。そういう状態を放置して周囲は悪臭で息もできない状態になっているわけですから。そして、24時間臭気測定をする臭気測定器に銀紙を巻きつけて、事実上何もないような状態を作って、しかも2年間だれも入れないから分からないわけですから。そういうことで、明らかに違法なやり方をしている。

もう一つ重大なのは、汚染防止のため、従業員は1日3回風呂に入れと指導されているらしいのですが、そうすると当然、入浴のときの大量の水がみんな排水として流れ出てきて、ザリガニやフナが死んだりいろいろな状況になっています。実は、今年の4月23日に流れ出た排水を検査したら、大腸菌が100ミリリットル当たり49万個もいたのです。ふん便性大腸菌も、絶対に入っているはいけませんのでしょけれども、24万個もいたのです。そういう排水が全部農業用水として田畑に入り、最後は福島潟に入っていくわけですから。

そういう状況からすれば、これは許せないし、もう一つは、そこから出ている臭気、メチルカプタンは、なかなか空気と混ざらないで塊になって移動するらしいのですが、それが隣接するホテルを直撃して、今、知事が言われた観光被害になったら、双方大変な事態になると思うのです。それに近い状態なので、今、観光協会から何とかしてくれと毎日のように陳情書が出ているわけですから。そういう状況を解決するには、県の農林水産部や家畜保健衛生所の獣医さんたちが乗り出して行って、思い切った具体的な指導をしないと大変だと思うのです。観光事故は絶対に起こせないですから、それを防止するために予防措置をきちんとやる段階にきていると思うのですが、知事どうでしょうか。お願いできませんか。

県民生活・環境部長

◎ 県民生活・環境部長 ただいま委員が言われました臭気測定器と排水の関係についてだけ、私から申し上げておきたいと思っておりますけれども、最初に言われた臭気測定器に銀紙が巻かれていた話でございますけれども、臭気測定器につきましては、新発田市で設置したものだと思われまして、臭気測定器は専用の入れ物に入れまして、棒に固定して適正な高さで測定していると聞いております。今ほどおっしゃいました銀紙についてでございますが、百葉箱に入っているものは記録計だと思われまして、そこに風雨が入り込まないように巻いてあると聞いていますところでございます。また、臭気の測定は24時間連続測定をしているところでございます。

併せまして、排水の関係について御説明させていただきたいと思っておりますけれども、雨水以外の排水は基本的には出さないという約束になっているということを知っておりまして、処理水についてはピットに貯留し、定期的にタンクローリーで搬出しているというふうに聞いております。したがって、放置されているという状況にはないものと考えておりますし、新発田市におきましては地元の要望に基づきまして、放流口で毎月1回水質調査をやっているということでございまして、排出基準に照らして測定結果に問題があるという状況にはなっていないと聞いております。

いずれにいたしましても、悪臭問題については生活環境に支障が生じないように、地域指定を行って地域基準を定めて、市町村が事業者に対して指導を行うというようになっております。県といたしましては、市町村に対し、今ほど委員が言われましたような助言を含めた支援を行いまして、生活環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

農林水産部長

◎ 農林水産部長 家畜保健衛生所の役割について御説明したいと思っております。家畜保健衛生所は、家畜の病気の発生予防でございますとか、あるいは生産加工を目的とした指導機関でございます。悪臭問題は地域における大きな課題でございます。家畜保健衛生所といたしましても、関係機関と一体となって、悪臭低減に向けた指導に努めてまいりたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆ **佐藤浩雄** 委員 PRRSが発生したときも、家畜保健衛生所で豚3頭を解剖して初めて分かりましたが、原因は何だと聞いても、そのときは病名を教えてもらえなかったのです。あとで市役所から教えてもらいました。また、我々が目にした豚の死骸(しがい)がトラックに山になって出てくることはあるの

かと聞いたら、あるというのです。それを見れば住民の方が不安になるのは当たり前でしょうと言ったら、家畜保健衛生所の所長はそのとおりですと言っていました。そこで、家畜保健衛生所と市は、そういうおそれがあったら、現実にそういう死骸が出てきたときでも大丈夫ですよと、これは人間にうつるものではないから大丈夫ですよという情報を正確に伝達する方法を作ってくださいと言ったら、家畜保健衛生所の所長も必要だと言っていました。地域の皆さんが安心して生活するために、家畜保健衛生所の機能が非常に求められているわけです。私は今こそ家畜保健衛生所の出番だと思うのです。

それから、汚水を内部できちんと処理しているというのは、うそなのではないですか。どこにどう流れているか分からないのですよ。PRRSが発生したときも、私も区長と一緒にいったのに、逆に私だけ除いて区長たちが訴えられているわけです。ばかみたいな話なのです。会社の姿勢が本当に異常な感じがするのです。だから、そういう面からしても、市役所の人たちも一生懸命やっているのですが、家畜保健衛生所や県の保健所の皆さんとも一体となって取りかかれないと、近くに観光地があるものですから、一度でも何か起きたら終わりですよ。それだけは、ぜひ認識していただいて、何とか前向きに対応してもらえませんか。

農林水産部長

◎農林水産部長 悪臭問題は県民生活に重大な影響を及ぼす事案でございます。やはり家畜保健衛生所の役割を踏まえながら、市と連携しながら今後とも悪臭低減に向けまして指導に努めてまいりたいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 ぜひ期待しております。今日は上中山地区、松浦地区の区長さんたちをはじめとして、こんなに多くの人たちが傍聴に来ておられます。ぜひ、安心して生活できるように御協力をお願いしたいと思います。

次に、北陸新幹線の問題をお伺いします。

県民や有識者やマスコミなどから、今回の知事の行動に対していろいろな疑問が出ています。代表的なものでは新潟大学の田村秀教授が新聞でいろいろな見解を明らかにしています。北陸新幹線整備の追加工事計画を国土交通大臣が認可したことに対し、知事は十分な意見聴取がされておらず、手続きが不十分であり無効だと主張し、建設負担金の支払いルールを定めた協定書を破棄したということです。これについて、意見聴取の手続きに問題があれば、それについては国と協議を重ねればいいのではないかとか、あるいは説明不足を理由に支払わないということも賢明な対応ではないとか、あるいはこれから並行在来線の支援の件まで必要であるのは分かるけれども、並行在来線の支援まで巻き込むのはおかしいのではないかとか、あるいは北陸新幹線は新潟県の税金ばかりではなくて、他県の税金も、あるいは多くの国税も投入されるプロジェクトであるから、日本国民の立場も考慮してやらないと、長い目で見るとわが県が孤立してエゴだと言われかねないなど、そういった点などに配慮してほしいということをこの教授は言っておられます。

また、負担金に係る協定の破棄などは、あまり適切な対応でないのではないかという意見が出ていますが、知事はこれらの意見についてどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

泉田県知事

◎知事 北陸新幹線の建設は何のためにやるのでしょうか。造るためにやるわけではないのです。やはりそこには、上越地域の皆さんの暮らしがよくなっていくということがなければいけないということだと思っています。そうではなくて他県のためにやれということであれば、国家プロジェクトとしてやるべきなのです。東海道新幹線の建設に沿線各県が負担をしたのでしょうか。山陽新幹線の場合も沿線各県が負担をしたのでしょうか。東北新幹線も、上越新幹線も負担したのでしょうか。それぞれの利害関係が難しいということであれば、国家プロジェクトでやるべきです。地元も利益があるから負担をしてくださいということで、整備新幹線は始まっているわけです。純粋な経済原則でやるのであれば、国家プロジェクトでやると。そうではなくて、沿線住民の暮らしをよくするというためだから、地方からお金を入れるわけなのです。国土交通省は交通政策だけ考えればいいでしょう。でも、地方自治体は、今の悪臭問題もそうですが、医療、教育、福祉をつかさどる総合行政体であります。

そういった中で、どういう順番で県民の皆様から負託をされている財政を運営するのかということ、やはりそこには県民の暮らしをよくする、向上するという視点がなければいけない。経済原則だけでは議

論できない。県の施策の優先順位が反映されなければいけないということです。しかるに、法律にはどう定めてあるか。資金負担をする自治体の意見を聞かねばならぬと書いてあるわけです。その意見を聞く手続きをしない。そして請求書を送りつけてくると。話も聞かないで、さらには地元の駅を高速通過する規格で何ら説明もなく建設していく。これではどうやって手を打てばいいのでしょうか。信頼関係を構築して、共同事業として進めていくという姿勢が必要なのではないのでしょうか。上意下達で、物だけ造ればいいということではございません。それを使ってどのように暮らしをよくしていくかという話し合いをするという、真摯(しんし)な態度こそ必要であると思っています。

残念ながら、こちらから面会を申し込んでも会ってもらえない。呼びつけたと思えば、話を途中で遮る。話を聞かないまま強制認可をするというような状況の中で、きっかけはだれが作ったのでしょうか。ということで、しかたがなく今回のような協定の破棄という措置に追い込まれたということが現実であります。重ねて申し上げますけれども、地方自治体が資金負担をする以上は、地域の方々の暮らしがよくなるということが必要であります。やむをえない措置であったと考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 整備新幹線などの長大なプロジェクトは国家プロジェクトとして全部国費でやるべきだという知事のお考えは分かりました。そういう考えのもとで議論するのであれば、やはり北陸新幹線の沿線4県なり、あるいは全国の整備新幹線の沿線各県がみんなで共同して、それこそ国の直轄事業負担金問題ではありませんけれども、見直しを迫るべきだろうし、当然、全国知事会でも大きく取り上げるべき問題だと思うのです。私もそれはそれで済みます。

ただ、問題は新幹線建設費の地方負担は全国新幹線鉄道整備法第13条第1項で決められている。それに基づく新幹線協議は第1条第3項で決められている。また、3分の1の負担割合は施行令第8条で決められているということで、一つの枠ができていくわけです。そうすると、もう一度修正するとなると、先ほど言った政府与党との協議から全部やり直さなければならぬわけで、今すぐ協定書の破棄まで行くのかということ、私はそこは徹底して議論していかなければならないと思うのです。それは大いにやっていただきたいと思うのです。私も協定書を見ましたが、破棄条項はないのです。ただ、問題があった場合は業者が甲乙とも話し合うという項目はあるけれども、破棄するという項目はないわけでしょう。それは、やはり国家プロジェクトみたいな、それこそ道州制ではないですけども、何県にもまたがっていくようなプロジェクトは、いったんスタートしたら目的地に行くまでは、到達しないとその機能は発揮しないわけです。例えば北陸新幹線の建設が上越市までで中止になったら、それはまた大変な問題でしょうから、そういう意味で破棄条項がないのだと思うのです。けれども、新潟県の主張は意見として分かりますから、それとこれとは切り離れたほうがいいのではないかという感じがするのです。

そうやっていて、なおかつ現に不満があるでしょう。例えば、どこかに出ていましたけれども、建設費の中に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員の退職金が入っていたということで、国の直轄事業負担金と同じみたいだということであれば、わが県の問題だけではなくて、ほかの沿線3県も同じ問題でしょう。だから理解できると思うのです。沿線4県が一緒になって、それは外しなさいよと。そういうことで一つ一つ改善をしていくべきではないか。今の協定書の破棄という形では支払わないわけですから、新幹線を途中で止めるという役割になってしまいます。その辺は十分検討されてやっていると思うのですが、どうなのですか。

泉田県知事

◎知事 今回、協定書を破棄せざるをえなかった最大の原因は、話し合いに応じてもらえなかった、情報を出してもらえなかったということに尽きます。そして、話し合いを求めている中で、特に国地方係争処理委員会に申し立てをしている中で、請求書を送ってくるということはどういうことか。遅延損害金の請求が予想されたわけです。したがって、支払いルールを1回白紙に戻す必要があったということでもあります。

ちなみに、一般法令に基づいて信頼関係が破壊された場合には、当然契約というものは破棄できるということが法理論でございます。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 国に対しては国土交通大臣との話し合いがとんざしたことで問題は起きたのでしようけれども、一方、鉄道建設・運輸施設整備支援機構は独立行政法人であり、国とは全く別にな

って、そこと協定を結んでいるわけでしょう。そうすると知事は今回の異議申し立てを総務省にやっているわけですが、すれ違ってしまっているのではないですか。こちらは国だし、こちらは完全な独立行政法人と全く別人格で、そこと協定を結んでいる。そうなれば、にっちもさっちもいかないといいますが、知事は国に対して、大臣に対して要求もしているし、見直しをこうすべきだといいたいのでしょうか、一方、仕事をしているのは独立行政法人でしょうから、協定の趣旨と皆さんはすれ違ってしまっているのではないですか。そこが結局歯がゆいといいますが、うまくいかないといいますが。そうすると結局、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は協定に基づいて請求書を送っているのに、請求書を送り返してもまた何回もよこすのではないですか。そこを整理して、ある程度のところで国と話し合う場を作ったり、いろいろする。そういう意味で、知事が欠席された12月1日の「北陸新幹線に関する北信越沿線県知事会議」も大事な場だったと思うのです。そういうところに積極的に知事が出席して、知事の主張をどんどんぶつけてほしいと思うのですが、どうですか。

泉田県知事

◎知事 主張する場を合理的に設定していただければ、話し合いをしていきたいと思っています。しかし、知事日程の設定というものは相手方があるわけです。通常はお互いが設定できるところで、やりとりをしたうえで設定いたします。設定できないような短い時間で設定されても、対応することが困難です。さらに、代理も断るといのはどのように思われますか。ものすごく短い時間で相手方に迷惑をかける可能性があるところを、あなたのほうは優先順位が低いのでということと断るほうが、むしろ信頼関係を傷つけるということだと思っています。話し合いについては、しっかりやっていきたいと思いません。

一方、今ほどお話のあった法解釈、これは形式的に解釈をするのではなく実体を考えていただきたい。なぜ、全国新幹線鉄道整備法は自治体の意見聴取を求めているのでしょうか。それは資金負担をする自治体の意見も踏まえて、この新幹線を進めましょうということで、この制度というものが組み立てられているわけです。意見聴取というものは法律事項の一つになっています。その意見聴取を形式だけでやって次に進めていいということで、本当に信頼関係を持って共同プロジェクトを進めることができるのでしょうか。

そしてまた、上越駅(仮称)を高速通過する規格を事前に共同パートナーである新潟県に伝えもせず、説明もせず、そして申請をするという鉄道建設・運輸施設整備支援機構は信義誠実に基づいた対応をしているのでしょうか。極めて重要な問題だと思っています。費用負担はするけど止まらないというようなことが、もし成り立つのであれば、この国の民主主義の先は相当暗いということだと思っています。お互いひざを突き合わせて、話し合っ、そして物事を先に進めていくという態度が必要にもかかわらず、上意下達、強権的に進めようという態度では信頼関係が維持できないということで、今回の協定の破棄は極めてやむをえない措置であったと考えております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 法解釈も実体論と形式論があるように、必ずしも全面的に勝利できないと、知事は実体論で言っているわけですし、国はもちろん形式論で言いますから、そういう状況を踏まえて、とにかく沿線4県が統一して対応しないと難しいと思いますから、頑張ってください。お願いします。

総務文教委員長

○総務文教委員長 佐藤浩雄委員の質疑は終了いたしました。

委員長を交替いたします。